

議案第 21 号

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市景観計画の内容変更に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例（平成 22 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

(7) 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設をいう。

第 29 条第 1 項中「第 30 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

別表第 1 景観育成地区の項第 3 号中「かかる」を「係る」に改め、同号中「超えるもの」の次に「又は道路からの見付面を含むもの」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。